

広島県告示第四十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所呉支所において、令和二年二月十三日までの間、縦覧に供する。

令和二年一月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道焼山吉浦線	呉市焼山町字鍋土一〇七二三番二地先から 呉市焼山町字鍋土一〇七二三番二地先まで	令和二年一月三〇日